

## 県内の4建設業協会と災害協定を締結 ～災害時の円滑な応急対策支援を目指して～

静岡国道事務所と県内の4建設業協会は、被害施設の早期復旧を円滑に行うため、災害又は事故等における情報の収集提供及び応急復旧業務等の実施に関し、「災害時における情報の収集提供及び応急復旧業務等に関する協定」を下記の通り締結しました。

### 協定のポイント

#### 1. 官・民が協力して、被災した施設の円滑な復旧を目指して協定を締結しました。

大規模災害時に被災した施設（社会インフラ）の早期復旧は、

1. 交通路の確保を通じて救援を待つ**人々の命を救う**こと
2. 被災者の**生活の安定**のために避難所等へ救援物資を届けること
3. **2次災害**から地域を守ること

につながります。

#### 2. 発災後の迅速な被災状況把握、及び復旧計画立案の早期化が可能になります。

震度6弱以上の地震が発生した場合、建設業協会の会員は「**近傍の被災状況及び使用可能な建設資機等の状況について自発的に収集し、静岡国道事務所へ報告すること**」とし、迅速な被災状況把握及び復旧計画の立案が可能となります。

### 協定書締結式の概要

1. 日 時：平成26年9月29日 10:00～
2. 場 所：静岡国道事務所 2階会議室
3. 締結者：国土交通省 静岡国道事務所  
一般社団法人 富士建設業協会  
一般社団法人 清水建設業協会  
一般社団法人 静岡建設業協会  
一般社団法人 島田建設業協会

※県内の4建設業協会と協定締結しました。

### 協定締結後の写真



本協定の締結により、所管する施設（公共インフラ）に対する被災状況の把握や災害復旧に必要な建設資機材等の状況について、協会の支援協力を受けることが可能となり、災害時における早期の道路啓開や応急対策の円滑化、本格復旧工事の迅速化が期待されます。